

2017年4月5日

内国歳入庁 御中

一般社団法人全国銀行協会

### FATCAに関する規則案（REG-103477-14）への意見

一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」という。）は、2016年12月30日付で公表された外国口座コンプライアンス法（The Foreign Account Tax Compliance Act、以下「FATCA」という。）に関する米国財務省および内国歳入庁（以下「IRS」という。）の定める規則案（ガイダンス（REG-103477-14））の意見照会に応じるかたちで要望書を提出させていただきます機会に感謝する。

全銀協は、日本国内に本支店を有する銀行、銀行持株会社および各地の銀行協会、総会員数 252 とする日本の銀行界を代表する団体である。全銀協は、銀行業の健全な発展を通じて日本経済の成長に貢献することを目的に、全国的・国際的なレベルで業界全体のコンプライアンス意識の徹底、銀行取引の適正性の確保、消費者保護など、幅広い様々な活動を行っており、日本国内で活動する殆どの銀行がその会員になっている。

全銀協会員である銀行は、FATCA の制度目的を理解し、これを遵守し、対応するためにこれまで準備を進めてきている。また、ご承知のように、貴庁においてこれまで提案された規則案等に対して、意見、要望等を提示しており、全銀協意見については十全の配慮がなされてきたことについても重ねて深謝するものである。

今回提示された規則案についても、我々は、銀行実務の観点からより適切な制度への対応を図るため、精査したところ、以下の点については、銀行実務への影響が非常に大きいと考える。貴庁の本件の検討に当たっては、我々の以下のコメントについて真摯に対応されるよう強く要望する。

#### ○スポンサー付事業体に関するコンプライアンスプログラム

##### 【提案事項】

スポンサー付事業体のスポンサーに対し、当該事業体の FATCA コンプライアンスに関し、スポンサーは自らがスポンサーとなる個々の事業体との書面による合意を求める。

今回の規則案では、スポンサー付事業体のスポンサーのコンプライアンス要件については、グループ内の FFI のコンプライアンスを統括するコンプライアンス FI と類似したもの

になることが明確化されている。この提案が、スポンサー付事業体を利用するスキームのコンプライアンス確保を合理的に確保しようとする意図は十分理解するものである。

しかしながら、以下の点は、実務上の観点から大きな問題を有すると考えている。

従来は、スポンサー付事業体のスポンサーは、当該事業体の FATCA コンプライアンスに関する実務を代行することに合意していることのみが求められていたところ、今般の規則案では、スポンサーは自らがスポンサーとなる個々の事業体との書面による合意が必要とされている。

こうした提案事項を実際のスポンサー付事業体をめぐる取扱いの観点から検討すると、両事業体間での合意方法として書面を求める取扱いについても、金融機関等に過大な負担を課すのみであり、本規則案が目的とするコンプライアンスの適切な確保には資さないと考える。

スポンサー付事業体は、規模や組織も様々であるところ、今回の規則案のように、書面による合意要件は、形式的な対応を強いるのみであり、かえって金融機関等の負担を増大させるばかりである。特に本邦金融機関等が利用するスポンサー付事業体は、本邦法令にもとづくものも少なくなく、すでに厳格な運用がなされているところ、不要な負担を課すことで、金融市場における当該金融スキームの健全な発展をいたずらに阻害する懸念さえある。

例えば、本邦におけるスポンサー付事業体の大半を占める投資信託や上場信託等については、スポンサー事業体ではなく販売会社（証券会社、銀行等）が FATCA 確認を含む顧客の本人確認（KYC）を担う態勢が確立されていることから、スポンサー付事業体にかかるコンプライアンス対応を厳格化しても、金融機関にとって負担となるだけで、現行規制以上の効果は認められない。

また、スポンサー事業体とスポンサー付事業体との関係は、IRS の WEB サイト上でスポンサー事業体が FFI 登録を実施することによりスポンサー事業体が責任を負っていることは対外的にも明確化されており、これ以上の形式的な対応は不要と考える。

以上のような点から、本提案事項については、再検討され、撤回を強く要望するものである。

以 上